

議案第62号

二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

使用時間の細分化及び使用料金を見直し、施設使用者の利便性向上を図るため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

二宮町防災コミュニティーセンター条例（平成9年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 使用者が使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間が別表で定めた使用時間に満たない場合であっても、使用時間を満たしたものとみなし、規定の使用料を徴収する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

二宮町防災コミュニティーセンター使用料表

種別 \ 使用時間	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
集会室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
多目的ルーム 大会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
会議室 小会議室	200円	200円	200円	200円	200円	200円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後								改正前				
(使用料の徴収)								(使用料の徴収)				
第6条 (略)								第6条 (略)				
2 使用者が使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間が別表で定めた使用時間に満たない場合であっても、使用時間を満たしたものとみなし、規定の使用料を徴収する。												
別表 (第6条関係)								別表 (第6条関係)				
二宮町防災コミュニティーセンター使用料表								二宮町防災コミュニティーセンター使用料表				
使用時間 種別	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで		利用時間 利用区分	午前9時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後9時	
集会室	500円	500円	500円	500円	500円	500円		集会室	1,050円	1,050円	1,050円	
多目的ルーム 大会議室	300円	300円	300円	300円	300円	300円		多目的ルーム 大会議室	630円	630円	630円	
会議室 小会議室	200円	200円	200円	200円	200円	200円		会議室 小会議室	420円	420円	420円	
								付記 利用時間の区分会を超過して使用する場合は、各項に掲げる額の各合計額を徴収する。				